

平成30年第1回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年 3 月 5 日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成30年 3 月19日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君
	閉 会	平成30年 3 月19日午前11時 1 分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○
	5	池 田 道 夫 君	○	6	脇 山 伸 太 郎 君	○
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	4 番	井 上 正 旦 君		5 番	池 田 道 夫 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		会 計 管 理 者	寺 田 美 由 妃 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	中 山 昇 洋 君		財 政 企 画 課 長	井 上 新 吾 君	
	税 務 課 長	中 島 泰 広 君		住 民 福 祉 課 長	加 納 晴 美 君	
	保 健 介 護 課 長	山 口 善 正 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君		生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
	教 育 課 長	中 村 大 輔 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		脇 山 和 彦	議 会 事 務 局 係 長		熊 本 秀 樹

平成30年第 1 回玄海町議会定例会議事日程（第 3 号）

平成30年 3 月19日 午前10時開議

- 日程 1 議案第 4 号 玄海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 玄海町コミュニティバス条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 玄海町コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 玄海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 玄海町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第13号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第14号 平成29年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第15号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第16号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第17号 平成29年度玄海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第18号 平成30年度玄海町一般会計予算
- 議案第19号 平成30年度玄海町国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 平成30年度玄海町介護保険特別会計予算
- 議案第21号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計予算
- 議案第22号 平成30年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 平成30年度玄海町水道事業会計予算
- 日程 2 議案第24号 不動産の売払いについて

- 日程 3 議案第25号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 4 議案第26号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第9号）
- 日程 5 議 第 1 号 玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 6 請願第1号 エネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・リプレースの明記を求める意見書の提出に関する請願書
- 追加日程 1 意見書案第1号 エネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・リプレースの明記と原子力政策の推進における意見書

午前10時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から追加議案が3件、委員会提案の議案が1件送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

- 日程 1 議案第4号 玄海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 議案第5号 玄海町コミュニティバス条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 玄海町コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 8 号 玄海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 玄海町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第13号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第14号 平成29年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第15号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第16号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第17号 平成29年度玄海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第18号 平成30年度玄海町一般会計予算
- 議案第19号 平成30年度玄海町国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 平成30年度玄海町介護保険特別会計予算
- 議案第21号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計予算
- 議案第22号 平成30年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 平成30年度玄海町水道事業会計予算

○議長（上田利治君）

日程 1．議案第 4 号 玄海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてから、議案第23号 平成30年度玄海町水道事業会計予算までの以上20件を一括議題といたします。

本件につきましては、3月5日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

3月5日の本会議において、予算特別委員会に付託を受けておりました議案第4号 玄海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてから、議案第23号 平成30年度玄海町水道事業会計予算までの以上20件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号 玄海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてから、議案第23号 平成30年度玄海町水道事業会計予算までの以上20件については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第24号 不動産の売払いについて

○議長（上田利治君）

日程2. 議案第24号 不動産の売払いについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、追加提案をさせていただいた議案第24号 不動産の売払いにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

旧値賀小学校に係る土地及び建物について、九州電力株式会社が実施する玄海原子力発電

所の安全対策対応等要員用の社員寮に係る建物及び用地として売り払うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、教育課長から説明をさせますので、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

それでは、議案第24号 不動産の売払いの詳細につきまして御説明申し上げます。

このことにつきましては、町長から説明がありましたとおり、不動産を売り払うことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

売り払い物件といたしましては、旧値賀小学校に係る土地及び建物でございまして、土地は東松浦郡玄海町大字今村字山口6315番2他7筆、学校用地が1万1,319.24平方メートル、宅地が58.54平方メートル、計1万1,377.78平方メートルでございます。

建物は、校舎が家屋番号6315番2の1で、鉄筋コンクリートづくりの3階建て、延べ床面積が2,560.17平方メートル、体育館が家屋番号6315番2の2で、鉄筋コンクリートづくりの3階建て、延べ床面積が1,040.00平方メートル、体育館附属倉庫が鉄筋コンクリートづくりの平屋建て、延べ床面積52.81平方メートルの計3,652.98平方メートルでございます。

なお、上記建物3棟ほか地上物件を含みます。

売り払いの目的といたしましては、九州電力株式会社より玄海原子力発電所の安全対策対応等要員の社員寮に係る建物及び用地に供するとして、買い入れの申し出があったためでございます。

契約の相手方といたしましては、福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号、九州電力株式会社代表取締役社長、瓜生道明氏でございます。

売り払い価格は232,360千円でございます。

提案理由といたしましては、町長から説明がありましたとおり、九州電力株式会社が実施する玄海原子力発電所の安全対策対応等要員用の社員寮に係る建物及び用地として売り払うため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、資料1をごらんください。

売り払いする土地の概要といたしましては、次の表に示しておりますとおり8筆でございまして、合計面積が1万1,377.78平方メートル、売り払い価格が106,000千円でございます。売り払いする建物の概要といたしましては、次の表にお示ししておりますとおり3件でございます。合計の延べ床面積が3,652.98平方メートル、売り払い価格が126,360千円でございます。うち、消費税及び地方消費税が9,360千円でございます。

次のページ、資料2をごらんください。

今回、九州電力株式会社に売り払う旧値賀小学校の平面図でございます。

平面図の赤色で着色した部分が売り払う土地で、黄色で着色した部分が売り払う建物でございます。

売り払う土地の地番は赤文字で示しております。

平面図の左上部から6315番10、6315番5、6315番11、6315番4、6315番12、6315番3、中央の6315番2、下の392番2でございます。

平面図の右下部の6315番6、392番8は、旧値賀小学校敷地の石碑等の集約場所を予定しており、477番1は、現在、私所有で、所有権を整理した後に九州電力株式会社に売り払うこととしており、今回の売り払い対象から除外しております。

売り払う建物は、名称を青文字で示しております。

平面図の左上部からプール、倉庫、校舎、体育館、体育館附属倉庫でございます。

なお、売り払う物件の建物のうち、先ほど建物の説明で上記建物3棟ほか地上物件を含むと説明しました地上物件といたしましては、プール、倉庫及びブランコなどの遊具でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

玄海原子力発電所の安全対策対応等要員の社員寮にするということで、これで安全策が向上するというのであれば、もう結構なことですけど、土地、建物はこれですけど、もしこの中に、統合して3年になりますよね、学校の備品等はどのような処分をなされるんですか。

備品つきですか。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

まだ現在、旧校舎内には幾らか備品として残されたままの状態で置いております。この部分につきましては、もうこちらの事務的財産処分の手続は終わっておりまして、これを今年度中に隣の旧値賀中学校の校舎のほうに運び込みまして、そちらのほうで保管するというふうな計画をしております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

それでは、金銭の受け渡し日と名義変更の日はいつごろになるのでしょうか。事務的な手続はもうほとんど終わっているということですけど。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

この売り払いの契約につきましては、もう仮契約は済んでおりまして、この議決をいただきまして、議決しますと、それが本契約になります。こちらのほうから、本契約がなりましたので、九州電力株式会社のほうに支払いの納付通知を発送いたします。九電側から納付通知を受領されてから30日以内にその代金を支払うというようなことにしておりますので、30日以内、既に九州電力のほうから、3月30日には振り込みたいというふうな連絡が入っております。振り込まれると、所有権がその時点で移転するというふうなことでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

はい、わかりました。それでは、備品については、旧値賀中学校のほうに移送をして、それからまた処分のほうを考えるとということですね。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

値賀中学校のほうに運び込んで、その部分につきましては、現在、値賀中学校のほうにも学校備品がございますので、それとあわせて、今後は行政各部署のほうで、もし必要な物があれば、まずそちらのほうでとって、いろんな業務のほうに使っていただくと。その後に、地区の公民館等に必要な物があれば、区長さんを通じて地区のほうに無償でお渡しすると、その後、一般の方に広報しまして、公売会というものを夏休みぐらいに予定しております。それは、まず有償でとっていただいて、その残った物について、またもし必要な方があれば無償で皆さんにお分けすると。それで残った物については、廃棄処分というふうなことを考えております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

微に入り細に渡って説明なされましたけど、それだけ準備をしてあるなら、有償、無償でちゃんと問題なく処分できるということですね。信頼しておきます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。池田道夫君。

○5番（池田道夫君）

この図面の右の端ですが、前にも言ったことがあるんですけど、スクールバスですね、停車位置は前と同じところですかね。変えられましたかね。ちょっと確認していないからわからないんですが、今も昔のままですかね。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

ここにとまるスクールバスは、今のところは変えておりません。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○5番（池田道夫君）

バスがおるときに、教育委員会も含めてですが、誰かあそこを通られた方があればわかると思うんですが、上からはそう問題はないんですよ、農協のほうからは。ただ、下のほう

から来るとき、カーブを曲がったらすぐなんですよ。あの辺は、朝、ちょうど通勤帯も同じような時間になるわけですけど、仕事へ行くですね。あそこになしとまるかなと、危のうしていかなぞという話を何回も聞きましたので、始まった当初ごろ、変えたほうがいいんじゃないかという意見を私はした覚えがあります。で、まだ変わっていない。

今度、こういった工事をされるんですよね、九州電力が。どこまで手直しをされるかわかりませんが、せめて1メートルか2メートル、こっちに入られるような形をとるのか、でなければ、こっちの普恩寺のほうに下る道があります。この道路もちょっと狭いから、せっかくだから車の台数もふえることでしょうか、100人も来ればですね。そういったもろもろも含めて、こっちの道路を広げて、体育館の前あたりでUターンができるような形ですね、どちらかを考えないと、今のままでは事故があるような気がします。

図面では、このカーブから緩やかで何でもないじゃないかというような感じがしますが、下から走ってくると、もう、すぐなんですよ。曲がったら、すぐバスがおるんですよ。児童は、車は下のほうから来るんですよね、下宮のほうから。ですから、乗りおりは内側ですから危なくないんですね、横断をしない限りは。けど、やっぱり対向車といいますか、通行する車が大変迷惑をしております。その辺も含んで、どういった改良になるのか知りませんが、このままなのか知りませんが、九電さんがですね、そういった話ができれば、それをお願いしたいと思うんですが、どうでしょうかね。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

確かに以前からこの場所については、バスの停車地というふうなことで、車の往来に支障を来しているというふうなことで、場所を考えられないかというお尋ねもあっておりました。

現在、一応そういうふうないろんな検討、保護者の方とか、あるいは通学バスを運行している委託業者とか、そういうところで一応検討はしております。今のところ、その先も若干広いところがあるんですけど、そこも先ほど議員言われたように、そんな広くはなっていないで、今言われたように、ここを九州電力株式会社が購入後は整備されるというふうな形になると思いますので、九州電力のほうと、その辺のお願いもできるものならお願いして、うまいところそういうふうなバスの停車のスペースがとれるかどうか、ちょっと今後検討

していきたいと思います。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○5番（池田道夫君）

ぜひ、それをお願いしておきたいと思います。

それと、もう一つですが、御存じのとおり、小学校の体育館とか運動場、これはやっぱり地域のいろんなレクリエーションの場として今まで使わせていただいていたわけですね。体育館も売却になっている。運動場も当然そういう形ですが、運動場については、100人の方の駐車場あたりをつくれば半分ぐらい、どのくらいのスペースになるのかわかりませんが、体育館あたりを地域のいろんなレクリエーションあたりがあるときに使用できるような形をぜひとっていただいてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

体育館も確かに今回の売却の物件に入っておりまして、九州電力の所有というふうなことになります。そうした中で、九州電力とこの件につきましても、ちょっと協議させていただいているところでございますが、まだはっきり決まったわけではございませんが、とりあえず体育館の中は、九州電力としては今のところ使う計画はないと、当面は使わないと、今のままで体育館も使える状態にはなるから、地域の方のコミュニティとして使っていただくような形はできるんじゃないかなということでお話はいただいておりますので、この所有権が移って、正式に九電のほうとお話をさせていただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第24号 不動産の売払いについては、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程3 議案第25号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第25号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第25号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

文部科学省所管の補助金に係る財産処分において、国庫納付が必要とされる補助金相当額を学校施設の充実を図るための基金に積み立てることにより国庫納付が不要となることから、これを活用して、学校施設の充実を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、玄海町学校施設整備基金を新たに創設させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、教育課長から説明をさせますので、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

それでは、議案第25号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このことにつきましては、玄海町基金設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、町長が説明しましたとおり、文部科学省所管の補助金に係る

財産処分において、国庫納付が必要とされる補助金相当額が学校施設の充実を図るための基金に充てることにより国庫納付が不要となることから、これを活用し、学校施設の充実を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、玄海町学校施設整備基金を新たに創設したいというものでございます。

次のページ、1 ページをごらんください。

改正内容といたしましては、別表第1に、「23」、「玄海町学校施設整備基金」、「学校施設の充実を図るため。」、「学校施設の機能充実を図る施設整備の経費に充てるとき。」を加えるものでございます。

次のページ、2 ページの新旧条文対照表をごらんください。

改正案といたしまして、別表第1、第2条、第6条、第7条関係です。基金の名称等で別表中、22の項の次に、基金の名称、玄海町学校施設整備基金、設置の目的、学校施設の充実を図るため、処分、学校施設の機能充実を図る施設整備の経費に充てるときを23項として加えるものでございます。

前のページ、1 ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

今回、補助金を返還しなくて基金を設置されるわけですが、学校施設の充実を図るため、これは広義にとると何でもとれると思います。今でも原子力関連の交付金等でも、ある程度の縛りがあって、これには使える、使えないというのがありますが、この学校施設の機能充実を図る施設整備の経費に充てるときとなっております。これは、ハードのみになるのでしょうか。例えば、あと、ソフトウェアとか、それは全て学校関連になると整備はどのように判断されるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

この基金が充てられる経費といたしましては、工事請負費、学校整備に係る工事請負費の費目だけとなっております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

工事請負だけです。ということは、例えば、図書を買ったりとか、通学バスの運行等とかには全く使えない。施設を改修したり、また新たに何かをつくるための工事請負ということで理解したらいいですね。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

工事請負も、修繕とかそういうものには充てられないと、改良とかそういうものにつきましては充てられる。あとは、建設というか、施設の建設工事、そういうものに充てられるというふうなことでなっております。だから、単なる修繕、修復、これには充てられないとなっております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○6番（脇山伸太郎君）

先ほど答弁の中に、修繕と、あと改良はいいと言われたんですけど、修繕と改良は何かどこかで重なっている部分があると思うんですけど、その理解というのは、どんなふうに理解したらいいですか。修繕には使えない、だけど改良には大丈夫と言われましたけど、修繕を兼ねた改良というものもあると思うんですよ。そこら辺がちょっと私はわかりにくいんですけど、もう少し詳しく説明できるようでしたらお願いします。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大輔君）

修繕は、壊れたものを回復させるためのものと理解しておりますが、改良につきましては、機能を高める、新たな機能をつける、そういうものをこちらのほうでは改良というふうに認識しております。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、教育課長は非常に限定的にお答えをしましたけれども、これも文部科学省との折衝ということが多分に先々は出てくるのではないかとということで、今、脇山議員さん、理解が大変しくかったろうと思いますけれども、そこは折衝の中で、交渉の中で、再度、文部科学省とは相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第25号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 4 議案第26号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第9号）

○議長（上田利治君）

日程 4. 議案第26号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第26号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232,359千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9,004,269千円とするものでございます。

主な要因としましては、歳入の15款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入232,359千円の増額は、旧値賀小学校の処分に関し、九州電力株式会社に売却することによる収入でございます。

歳出は、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費、公共施設整備基金に130,584千円を積み立て、同じく8目原子力行政費、電源立地地域対策交付金納付金54,775千円の増額は、旧値賀小学校の施設整備において電源立地対策交付金を活用しているため、整備した施設設備の残存簿価に交付金充当率を乗じた額を国庫に納付金として支払うものでございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、学校施設整備基金47,000千円の増額は、基金の設置条例で御説明いたしましたとおり、文部科学省所管の補助金相当額を学校施設の施設整備を目的とした基金として積み立てるものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第26号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程5 議第1号 玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程 5．議第 1 号 玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者であります議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、脇山伸太郎君。

○議会運営委員長（脇山伸太郎君）

玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、他の市町村議会において、本会議等を長期欠席した議員に報酬を全額支給した事象について住民より問題視されたことを受け、県内の町議会議長で組織する佐賀県町村議会議長会において、議員の職責及び議会への住民の信頼確保等の観点から、議員の報酬を減額する内容の条例改正を行う方針が決定されております。本町議会においても、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容としては、議員が90日を超える長期欠席をした場合、議会活動を休止した期間に応じ支給割合を定め、議員報酬及び期末手当を減額するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することにいたしております。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議第 1 号 玄海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 6 請願第 1 号 エネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・リプレースの明記を求める意見書の提出に関する請願書

○議長（上田利治君）

日程 6. 請願第 1 号 エネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・リプレースの明記を求める意見書の提出に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては、3月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、脇山伸太郎君。

○総務文教常任委員長（脇山伸太郎君）

報告前ではございますが、新聞等で報道されておりました内容において、請願者の願意及び私たちの真意が誤解されているところがあるようですので、御説明いたします。

決して玄海町に原子力発電所の増設やリプレースを望むことを意図した意見書を政府に提出するものではありません。

一般社団法人原子力国民会議からのエネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・リプレースの明記を求める意見書の提出に関する請願につきましては、日本のエネルギー安全保障において、国のエネルギー基本計画では原子力発電はベースロード電源として20から22%を保持するとされており、今現在において再稼働がままならない中に、建設後40年の原発もふえてきていますので、廃炉原発もふえてくると考えられます。

よって、これから原子力発電のエネルギー自給率を20%から22%保持するとなると、原発が何基必要なのかが明記されておらず、現在建設中止中の原子力発電所を含めて増設、またはリプレースも必要になると考えられ、その点をエネルギー基本政策に明記してほしいと思うところであります。

また、ドイツにおいては脱原発を推進し、再生可能エネルギー電源を大量に導入したことによって、家庭用電気料金が約2倍になっております。そのような状況を踏まえまして、いましばらくはベースロード電源として原子力発電が必要だと考えます。

7年前に福島原発であれだけの事故が起きたわけですし、現在、再稼働さえままならない中に、いましばらくは増設やリブレースは日本において現実ではないのは承知しておりますが、それを踏まえ、審査、議論したところでございます。

誤解されませんように再度申し上げますが、冒頭に申しましたように、玄海町に原発の増設やリブレースを要望するものではございません。

それでは、御報告いたします。

請願第1号のエネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・リブレースの明記を求める意見書の提出に関する請願書につきましては、去る3月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託を受けておりましたので、本定例会会期中の3月5日に委員会を開催し、慎重に審議を行いました。

総務文教常任委員会としましては、冒頭に御説明しましたことを踏まえ、請願内容を評価し、国の重要施策の一つであるエネルギー安全保障の強化に向けた原子力発電を推進するという国の揺るがない姿勢を示すことを求め、本町だけでなく、日本全体の産業、経済に活力ある未来への発展を期待し、本請願の願意は妥当であるとして、全会一致で採択することに決定いたしました。

なお、本請願が採択されたならば、この後、意見書案としてエネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・リブレースの明記と原子力政策の推進における意見書を提出したいと考えております。

意見書の提出先は、内閣総理大臣並びに経済産業大臣宛てと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で総務文教常任委員会の審査結果についての報告を終わります。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。請願第1号 エネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・リプレースの明記を求める意見書の提出に関する請願につきましては、委員長報告のとおり採択するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択することに可決いたしました。

暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま総務文教常任委員会委員長、脇山伸太郎君から意見書案が提出されましたので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。ただいま提出されました意見書案第1号 エネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・リプレースの明記と原子力政策の推進における意見書を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

**追加日程 1 意見書案第 1 号 エネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・
リプレースの明記と原子力政策の推進における
意見書**

○議長（上田利治君）

追加日程 1. 意見書案第 1 号 エネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・リプレースの明記と原子力政策の推進における意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、先ほど請願第 1 号の委員長報告にもありましたので、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本件については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。意見書案第 1 号 エネルギー基本計画に原子力発電所の新增設・リプレースの明記と原子力政策の推進における意見書については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで議長報告を行います。

2 月 13 日に日立造船株式会社有明工場及び 14 日に川内原子力発電所へ議員を派遣いたしま

した。

報告につきましては、お手元に報告書を配付しておりますので、御了承方お願いいたします。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議を全て終了いたしました。

よって、平成30年第1回玄海町議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時1分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員